

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○

処 分 庁 吹田市福祉事務所長

審査請求人が令和2年3月13日に提起した令和元年12月16日付け生活保護法徴収金決定に係る処分に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

審査請求人及び処分庁がそれぞれ発出した文書によると、本件審査請求に至る経緯は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人については、平成11年9月30日から生活保護が開始されているが、以後現在に至るまで、生活保護が停止又は廃止されたことはない。審査請求人の三女（以下「三女」という。）は、平成29年4月、大学へ進学した当時、審査請求人と同居していたが、処分庁は、三女の大学への進学を理由に同人を世帯分離し、同人の生活保護を廃止した。

(2) 三女は、平成29年末頃から体調を崩すようになり、平成30年6月頃から更に体調が悪化したため、同年8月29日から病院の受診を開始した。同年10月15日に同病院の医師から、国の医療費助成の対象となる難病であるとの診断を受けたため、三女は、吹田保健所に申請し、同年12月20日に特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けた。

(3) 平成29年4月から生活保護が廃止されていたため、三女は、医療扶助を受けることができず、通院等に係る医療費については、国民健康保険の被保険者として保険給付を受け、医療費の3割相当の本人負担分を医療機関に支払っていた。審査請求人は、平成30年当時、三女が体調を崩してから、検査費用及び治療費の本人負担分、包帯等の衛生用品の購入費並びに松葉づえの費用の本人負担分の支払の負担が重くなり、審査請求人の収入では賄えなくなってきたと

主張している。

- (4) 平成30年8月から同年12月までの間に支払われた三女に係る外来通院、入院及び調剤に係る医療費の本人負担分は、次のとおりである。
 - ア 平成30年8月分 〇〇円
 - イ 平成30年9月分 〇〇円
 - ウ 平成30年10月分 〇〇円
 - エ 平成30年11月分 〇〇円
 - オ 平成30年12月分 〇〇円
- (5) 平成30年10月、審査請求人は、吹田市役所生活福祉室事務室を訪れ、処分庁職員に対し、三女の病気の治療のための医療費の負担が重く、生活が困窮している実情について訴えた（審査請求人は救護を求めたと主張している。）。
- (6) 令和元年6月、処分庁（吹田市福祉事務所長）が行った課税調査の結果、平成30年1月から令和元年5月までの期間に審査請求人が申告していた額を上回る額の収入があったことが判明した。
- (7) 令和元年11月28日、処分庁においてケース会議が開催され、課税調査で判明した未申告収入額について、交通費等を控除した〇〇円を返還対象額とし、生活保護法（以下「法」という。）第78条を適用して徴収することを決定した。
- (8) 処分庁は、令和元年12月16日付けで法第78条の規定に基づき〇〇円を徴収する旨を審査請求人に通知した。

2 審査請求書の提出

本件処分に対し、審査請求人は、令和2年3月13日付けで審査請求書を審査庁である吹田市長に提出し、本件処分を取り消すとの裁決を求めているものである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人は、三女の医療費負担による生活困窮のため、やむを得ず就労していたのであり、また、自身の体調のこともあり、収入申告書をきちんと提出できる状況ではなかった。悪意で収入申告書を提出しなかったわけではない。

イ 平成30年10月に生活困窮の実情を訴え、救護を申し立てたが、処分庁に拒否された。処分庁は、審査請求人の実情を把握していたのであるか

ら、申立てを拒否せずに、三女を早急に治療につなげるなどし、体調の悪い審査請求人を働かざるを得ない状況に追い込むべきではなかった。本件処分に至る状況（審査請求人が就労し、収入を申告しなかったこと）を作った責任は、処分庁にある。

ウ 処分庁が提出したケース記録票には、誤字や作成した処分庁職員の割印が洩れている部分等があり、虚偽の記載も多い（令和元年7月以降、家庭訪問等の回数が異様に増えているが、これらの事実はない等）。また、処分庁職員は、世帯分離、収入に対する控除額等の説明を十分にしておらず、法第78条に基づく返還の決定をしたときも、審査請求人に聞き取りを行っていない。

エ 平成11年11月、審査請求人が契約していた生命保険を強制的に解約させられ、その解約金について、法第63条に基づく返還処分を受けたが、この処分は、理由や不服申立ての説明がなく、返還対象額に必要な控除もされておらず、決定通知書の交付もない違法な処分であった。

オ したがって、本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 処分庁は、収入があった場合に申告をしなければならないことについて、これまで全被保護世帯に対し、周知に努めてきたところであり、平成30年度においても合計6回の通知を行っている。また、審査請求人には、一部ではあるが収入申告書を提出していた事実もあることから、勤労により収入を得た場合に処分庁に対し申告をする必要があることについて、審査請求人は、認識していたはずである。

イ 平成30年10月、審査請求人から、三女の病気の治療のために多額の医療費がかかり、生活に困窮している旨の内容の相談を受けた時に、当該病院の無料低額診療制度等の具体的な案内ができなかったことは事実であるが、担当ケースワーカーが病院の相談窓口で相談するよう助言している。

ウ 大学等への進学により世帯分離され、生活保護が廃止となった者が、一定期間通学が困難となるような病気にかかった場合には、出身世帯員とともに世帯単位で保護の要否等を判断し、保護すべきであるが、平成30年10月に審査請求人に確認したところによると、三女は、通院しながら通学しているとのことであったため、保護を再開することのできる状況にはないと判断したものであり、救護の申立ての拒否でなく、生活困窮についての相談と認識し、当該病院への相談を案内したものである。

- エ 未申告収入は、世帯分離中である三女の病気の治療のために消費されたものであり、審査請求人に生活保護費を不当に受給しようとする意志はなかったとも判断できるが、法第78条によることが妥当な場合として「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産報告書が虚偽であることが判明したとき」（生活保護手帳別冊問答集の問13-1）とされていることから、審査請求人の未申告収入に係る保護費返還については、法第78条の規定による徴収とすることを決定したものである。
- オ 以上のとおり、本件処分については違法な点はなく、妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 理由

1 審査請求人に法第78条第1項を適用した本件処分の違法性及び不当性の有無について

(1) はじめに

本件では、令和元年6月に処分庁が行った課税調査によって、審査請求人が平成30年1月から令和元年5月までの間に得た収入について未申告の収入があったことが発覚した。

そこで、処分庁は、本件は「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」（運営通達Ⅳの4の(2)のウの(エ))に該当すると判断し、審査請求人に対して、法第78条に基づく本件処分を行った。

(2) 法第78条の適用の判断についての指針等

ア 法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができることを規定しているところ、運営通達によれば、法第78条の趣旨は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、刑法の該当条文（詐欺罪）又は法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されなため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費又は就労自立給付金を返還させるようにすることにあり、「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」とされている（運営通達Ⅳの4の(1)）。

イ また、運営通達では、法第78条によるのが妥当であると考えられるものとして、「(エ) 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提

出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」が挙げられるとともに、「例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである。」とされている（運営通達Ⅳの4の(2)のウの(エ)）。

ウ さらに、「生活保護手帳 別冊問答集 2015」と題する書籍（同書籍は、平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」を基に、各問答における生活保護関係法令及び通知等への参照を明示し、保護の実施要領関係、医療扶助運営要領関係として収載したものである。以下「別冊問答集」という。）においても、「（問）収入申告が過少であったりあるいは申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合については、法第63条による費用の返還として取り扱う場合と法第78条による徴収として取り扱う場合の二通りが考えられるが、どういう場合に法第63条又は法第78条を適用すべきか、判断の標準を示されたい。」との問いに対して、「（答）本来、法第63条は、受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべきものである。しかしながら、受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については返還額についての裁量が可能であることもあって法第63条が適用されているわけである。」との回答がなされている。

(3) 本件における法第78条第1項の適用（審査請求人が故意に収入を隠蔽したか否か）について

これを本件についてみると、令和元年6月に処分庁が行った課税調査の結果、平成30年1月から令和元年5月までの期間に審査請求人が申告していた額を上回る額の収入があったことが判明しているところ、かかる事実が、上記運営通達Ⅳの4の(2)のウの(エ)の「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき」に該当するか否かについては、審査請求人が収入申告義務を認識していたことが前提となる。

この点、審査請求人は収入の一部につき収入申告書を提出しており、また、令和3年3月24日に実施された口頭意見陳述の場でも、審査請求人自身、収入申告書を提出しなければならないことを認識していたことを認めていることから、審査請求人は勤労により収入を得た場合に処分庁に申告する義務があることを認識していたものと認められる。

一方、審査請求人は、収入の申告をしなかった理由として、三女が指定難病を発症したため、多額の医療費がかかることとなり、当該医療費の支払

に当該収入を充てるしかなく、収入申告すると返還を求められることとなることから、申告をせず、又は体調が悪く申告ができなかったことなどを述べている。

つまり、審査請求人は、収入申告義務があることを認識しながらも、申告をすると保護費を返還するよう求められることから、多額の医療費の支払原資を確保するために、意図的に収入の申告をしなかったことを自ら認めているのである。

また、審査請求人は、基礎控除額（15,000 円までの収入にあつては、15,000 円までの全額）以下の収入については申告をしているところ、これについては、収入にかかわらず 15,000 円までしか手元に残せないと考えていたため申告しなかったと主張しており、意図的に 15,000 円を超える収入の申告を行わなかったものと認められる。

これらの事情を総合すると、未申告の収入についての審査請求人の認識としては、申告すべき義務はあることは理解しているものの、他方で、三女の医療費を工面する必要がある、正しく申告すれば受給した保護費の返還請求がなされることがわかっていたため、返還義務を免れる目的で、基礎控除額の限度の収入のみの申告にとどめていたものと認められ、他方で、審査請求人に適切な申告を行うことができなかったやむを得ない事情があったとは認められない。

よって、審査請求人には、収入について故意に隠蔽し、保護費を不正に受給しようとする意図があったものと認められ、未申告の理由が三女にかかった医療費の工面のためであり、更なる生活困窮を回避するためであったとしても、これを正当化することはできず、処分庁が審査請求人に法第 78 条第 1 項を適用して行った本件処分に違法又は不当な点はない。

4 法第 78 条第 1 項を適用する際に求める返還請求の額の適否について

(1) はじめに

法第 78 条第 1 項の規定による費用徴収対象額を算定するに当たっては、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとされている（別冊問答集の問 13-23（答）(3)）。

そして、勤労収入から控除する必要経費としては、「社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額」とされていることからすると（厚生事務次官通知第 8 の 3 の(1)のアの(イ)）、法第 78 条第 1 項の規定による費用徴収対象額を算定するに当たって控除すべき「必要最小限の実費」とは、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額であると解するのが相当である。

(2) 本件において処分庁が算出した返還請求額は法第 78 条第 1 項に反するか否か

この点、処分庁は、別冊問答集の問13-23において「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされており、審査請求人の収入未申告行為はこの事例に該当するとして、審査請求人の給与明細書に記載の給与支払額から個別の勤務地ごとに算出した鉄道交通費等の交通費、源泉所得税並びにレシートにより確認することのできたコピー代及びファックス代の実費の額を控除して算出している。

よって、処分庁が算出した返還請求額は法第78条第1項に反するところではなく、違法又は不当な点はない。

5 審査請求人のその他の主張の適否について

(1) はじめに

審査請求人はその他にも^{るる}縷々主張を行っているが、以下に述べるとおり、いずれの主張も本件処分に違法又は不当な点はないとの結論を何ら左右しない。

(2) 審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がないこと

ア 審査請求人は、処分庁が提出したケース記録票には、誤字や作成した処分庁職員の割印が漏れている部分等があり、虚偽の記載も多いと主張しているが、本件処分の違法性又は不当性とは全く関係のない主張であり、本件処分に違法又は不当な点はないとの上記結論を何ら左右するものではない。

イ 審査請求人は、法第78条に基づく返還の決定をした際に、処分庁は聞取りを行っていないと主張し、行政手続法第13条第1項の規定に反する旨主張している。しかしながら、同条第2項は、「次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。」と規定し、同項第4号は「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」と規定する。本件は、同号に該当するため、処分庁が、本件処分に際し、審査請求人に対して、同法に基づく聴聞の機会を与えなかったとしても違法ではない。

ウ 審査請求人は、平成11年に受けた法第63条に基づく返還処分が違法な処分であった旨主張しているが、本件処分の違法性又は不当性とは全く関係のない主張であり、本件処分に違法又は不当な点はないとの上記結論を何ら左右するものではない。

エ 審査請求人は、処分庁職員は、審査請求人に対して、世帯分離や収入に対する控除額等の説明を十分にしていない旨主張しているが、世帯分離の説明は本件処分の違法性又は不当性とは何ら関係がない。

また、収入に対する控除額等の説明については、処分庁が全被保護世帯に対し配布しているお知らせにおいて、収入申告がなかった場合には、基礎控除がなく、得た収入分の保護費を全額返還することとなる旨の記載があることから、処分庁の職員の説明が不十分であったとは認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年10月27日

審査庁 吹田市長 後藤 圭二

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、吹田市を被告として（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、吹田市を被告として（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。